

平成31年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は令和元年6月5日現在）

保険料段階	対象となる方		平成31年度		対象人数	構成比	
			基準額×割合＝年間保険料額(月額換算)				
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		74,400円 × 0.325 = 24,180円 (2,010円)	※軽減前【74,400円×0.45=33,480円】	33,129人	3.6%	
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が年間80万円以下の方	74,400円 × 0.325 = 24,180円 (2,010円)	※軽減前【74,400円×0.45=33,480円】	127,292人	14.0%	
第3段階		同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	74,400円 × 0.475 = 35,340円 (2,940円)	※軽減前【74,400円×0.60=44,640円】	56,494人	6.2%
第4段階		上記以外の方	74,400円 × 0.625 = 46,500円 (3,870円)	※軽減前【74,400円×0.65=48,360円】	52,480人	5.8%	
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が年間80万円以下の方	74,400円 × 0.90 = 66,960円 (5,580円)		126,398人	13.9%
第6段階 <基準額>	上記以外の方		74,400円 × 1.00 = 74,400円 (6,200円)		104,077人	11.4%	
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が120万円未満の方	74,400円 × 1.07 = 79,600円 (6,630円)		96,236人	10.6%	
第8段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が120万円以上160万円未満の方	74,400円 × 1.10 = 81,840円 (6,820円)		76,319人	8.4%	
第9段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が160万円以上250万円未満の方	74,400円 × 1.27 = 94,480円 (7,870円)		109,725人	12.0%	
第10段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が250万円以上350万円未満の方	74,400円 × 1.55 = 115,320円 (9,610円)		53,809人	5.9%	
第11段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が350万円以上500万円未満の方	74,400円 × 1.69 = 125,730円 (10,470円)		35,541人	3.9%	
第12段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が500万円以上700万円未満の方	74,400円 × 1.96 = 145,820円 (12,150円)		15,289人	1.7%	
第13段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が700万円以上1,000万円未満の方	74,400円 × 2.28 = 169,630円 (14,130円)		9,006人	1.0%	
第14段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が1,000万円以上1,500万円未満の方	74,400円 × 2.60 = 193,440円 (16,120円)		6,558人	0.7%	
第15段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が1,500万円以上2,000万円未満の方	74,400円 × 2.80 = 208,320円 (17,360円)		3,240人	0.4%	
第16段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が2,000万円以上の方	74,400円 × 3.00 = 223,200円 (18,600円)		6,526人	0.7%	
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額					計	912,119人	